

監査報告書

令和3年5月19日

学校法人 緑ヶ岡学園
理事長 中島 太郎 殿

学校法人 緑ヶ岡学園
監事 北山 幸徳
監事 林 正昭



私立学校法第37条第3項及び学校法人緑ヶ岡学園寄附行為第15条の規定に基づき、学校法人緑ヶ岡学園における令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査した。

監査に当たっては、令和2年度の理事会及び評議員会に出席し、業務報告や理事・評議員の意見を聴取するとともに、関係書類の提出を求め監査を実施した結果、学校法人緑ヶ岡学園の業務に関する決定、予算の執行は法令及び寄附行為に準拠し適切に行われていることを認める。

また、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は会計帳簿の記載に合致するとともに、収支及び財政の状況を正確に記載しており、業務、財産に関する不正や法令、寄附行為に関する違反はないことを認める。

さて、緑ヶ岡学園では平成20年度から平成30年度まで、経営改善計画、新経営改善計画を実行し、自己資金の繰越も一定程度増加したところである。また、令和元年度からは経営強化推進計画を推進し、財政基盤の確立に努めているが、令和2年度決算においては、学生・生徒数の減少等により、短期大学、中学校で大幅な赤字となり、学園全体でも12,794千円の赤字決算となったところである。

さらに、令和3年度の入学者数を見ても、短期大学で定員100名に対し80名、高校で定員140名に対し101名、中学校で定員40名に対し12名となっており、いずれも定員を大幅に下回る結果となっていることから、今後も学園の財務状況は厳しい状態が続くことは容易に推察される。

各部門においては、学生・生徒数の減少傾向が続く今後の状況をしっかりと認識し、経営強化推進計画に基づき、学生・生徒の確保を第一として、財政基盤の確立に一層努力することを期待する。